

木造住宅耐震改修工事助成事業について

1. 目的

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進するための耐震改修の促進を図るため

2. 対象住宅（いずれも該当するもの）

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、一戸建て木造住宅で、その後（昭和 56 年 6 月 1 日以降増築をしていないもの
- ② 在来軸組工法又は伝統的工法による住宅で、地上 2 階建て以下のもの。
- ③ 建築基準法に違反していないもの
- ④ 市が実施した耐震診断を受けその診断結果が、上部構造評点が 1.0 未満であったもの、又は重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があったもの

3. 対象者（いずれも該当すること。）

- ① 対象住宅を所有（法人所有は除く。）し、又は所有者と同居し、かつ、自ら居住の用に供する者で当該補助対象住宅の耐震改修工事を行う者
- ② 市税を滞納していない者

4. 対象工事

- ① 耐震改修後の上部構造評点を 1.0 以上とし、かつ、既存の評点より 0.3 以上向上するもので、地盤・基礎が安全であること
- ② 上部構造評点が 1.0 以上で、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する工事を行うもの

5. 対象経費

- ① 耐震改修工事費
- ② 設計・工事監理費
- ③ 工事に必要な仕上げの撤去・再仕上げに要する費用
（補強部分と補強に必要なその周囲で 1 m 以内の部分）

6. 補助額等

5. で掲げる補助対象経費（20 万円以上のものに限る）の 2 分の 1 以内の額。ただし次に掲げる区分に応じて補助する。

- ① 市内業者が施工する場合＝75 万円を限度とする（千円未満切り捨て）
- ② ①以外の業者が施工する場合＝50 万円を限度とする（千円未満切り捨て）

7. 中間検査の申請

主な耐震補強箇所が目視確認できる時期に中間検査を行いますので、本庁都市整備課まで申請願います。

8. その他補助制度

固定資産税の減額措置 耐震改修工事をした場合、所定の証明書等を添付し、改修後 3 か月以内に申告することにより、当該家屋に係る税額が減税されます。

（家屋の用途等による減税内容が変わります。詳細は税務課までお問い合わせください）

問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
☎0191-21-8543（係直通）

木造住宅耐震改修工事助成事業の流れ

